

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十五号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) レーザー式精密加工機（PLS6MW） 一時間 二、〇三〇円

別表第二の一の2の表中 (7) 二軸混練押出機（KZW15-45MG）

一時間 二、八二〇円 を (7) 高周波誘導加熱システム（EAZY HEA0224）

T 一時間 一、一四〇円 に改め、別表第二の一の1の表中(10)を削り、(11)を

(10)とし、(12)から(15)までを(11)から(14)までとし、(16)及び(17)を削り、(18)を(15)とし、(19)を(16)とし、(20)を削り、(21)を(17)とし、(22)から(24)までを(18)から(20)までとし、(25)を削り、(26)を(21)とし、(27)を(22)とし、(28)を(23)とし、別表第二の一の2の表中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)から(26)までを(12)から(25)までとし、別表第二の一の3の表中 (2) エックス線光電子分

光装置 一時間 一八、八一〇円 を (2) エックス線光

電子分光装置（K-Alpha） 一時間 一四、三三〇円 に、 (9) 炭素

硫黄同時分析装置 一時間 二、一〇〇円 を (9)

炭素硫黄同時分析装置（CS744） 一時間 二、七〇〇円 に

改め、別表第二の一の5の表中 (4) 高速ビデオカメラ

一時間 二、四一〇円 を (4) 共有AIプラットフォーム

一時間 七、〇三〇円 に、 (8) オシロスコープ（LC574

AL） 一時間 一、二八〇円 を (8) AI・IoT開発支援

システム 一時間 四、七四〇円 に改め、(19)を(21)とし、(18)の

次に次のように加える。

(19) IoTネットワークシステム 一時間 一、三五〇円

(20) ハイスピードカメラ画像処理システム

— 一時間 — 一、二七〇円

別表第三の二の1の表カ中(2)を削り、(3)を(2)とし、別表第三の六の表ア中(3)を削る。

別表第一の一の表中「五、四六〇円」を「五、五七〇円」に改め、別表第一の二の

表中「五、〇四〇円」を「五、一四〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、別表第一の三の表中「六、三六〇円」を「六、四八〇円」に、「五〇二〇円」を「五、一二〇円」に、「六、二五〇円」を「六、三七〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九一〇円」に改め、別表第一の四の表中「七、四九〇円」を「七、六三〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九五〇円」に改め、別表第一の五の表中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第二の一の1の表中「二、三五〇円」を「二、三九〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九一〇円」に、「四、一二〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五二〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六四〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に、「二、〇三〇円」を「二、〇七〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に改め、別表第二の二の2の表中「二、一六〇円」を「二、二八〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八三〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「九、五一〇円」を「九、六八〇円」に、「四、一三〇円」を「四、二一〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四三〇円」に、「七、五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「一、一六〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「三、三一〇円」を「三、三七〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「五、四七〇円」を「五、五七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九三〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六一〇円」に、「六、一一〇円」を「六、二三〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二五〇円」に、「二、六五〇円」を「二、六八〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、九六〇円」を「四、〇四〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二九〇円」に

に、「二、九七〇円」を「二、〇一〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四四〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五七〇円」に改め、別表第二の二の1の表中「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二四〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一六〇円」に、「五〇〇円」を「五、一四〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五九〇円」に、「三、三一〇円」を「三、三七〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、五五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、四二〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五八〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一四〇円」に、「五〇〇円」を「一、五九〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四六〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、八七〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇三〇円」に改め、別表第二の二の2の表中「二五、六三〇円」を「二六、一一〇円」に、「六、六一〇円」を「六、七三〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八二〇円」に、「四、七六〇円」を「四、八五〇円」に、「一、七六〇円」を「一、七九〇円」に、「一、五八〇円」を「一、八八〇円」に、「一、三七〇円」を「一、三九〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七二〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇六〇円」に、「一、二、〇四〇円」を「二、二六〇円」に、「七、九五〇円」を「八、〇九〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五三〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「三、一七〇円」を「三、二三〇円」に、「二、二七〇円」を「二、二七〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に改め、別表第二の二の3の表中「一、〇三〇円」を「一、二三〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四、五八〇円」に、「一、一、二二〇円」を「一、一、四二〇円」に、「二、七六〇円」を「二、八一〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に、「五、三二〇円」を「五、四二〇円」に、「三、五五〇円」を「三、六一〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一、九八〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、七六〇円」を「二、七九〇円」に、
一、四八〇円
三、四九〇円
を
一、五一〇円
三、五五〇円
に、
六二〇円」を「一、六五〇円」に、「四、〇七〇円」を「四、一五〇円」に、「七、四六〇円」を「七、六〇〇円」に、「七、九七〇円」を「八、一二〇円」に、「五、

四三〇円」を「五、五三〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、

二、三六〇円	を	二、四〇〇円
一、四八〇円	を	一、五〇〇円

に、「二、五九〇円」を「二、六二〇円」

に、「一、六三〇円」を「一、六六〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「九、二七〇円」を「九、四四〇円」に、「八、〇九〇円」を「八、二四〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、一四〇円」に、「五、六二〇円」を「五、七二〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「一、八八〇円」を「一、九二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二二〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四四〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四一〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一一〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、〇八〇円」に、「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に、「二、五六〇円」を「二、六一〇円」に、「二、三二〇円」を「二、三六〇円」に、「一、三七〇円」を「一、三九〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇三〇円」に、「六、三四〇円」を「六、四六〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九五〇円」に改め、別表第二の二の4の表中「二、四二〇円」を「一、四五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、別表第二の二の5の表中「三、五〇〇円」を「三、五六〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「七、〇三〇円」を「七、一六〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二二〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一四〇円」に、「四、七四〇円」を「四、八三〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇五〇円」に、「二、五九〇円」を「二、六四〇円」に、「二、五二〇円」を「二、五七〇円」に、「四、三一〇円」を「四、三九〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「二、一四〇円」を「二、一六〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二七〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一一〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に改める。

別表第三の一の表中「五、七六〇円」を「五、八六〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、別表第三の二の1の表中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三一〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「二、六五〇円」を「二、六八〇円」に、「三、六八〇円」を「二、七三〇円」に、

同一試験六日目	二
同一試験六日目	二

から一点につき 二二〇円 を から一点につき

四〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、一二〇円」に、「二、二五〇円」を「二、

二九〇円」に、「八、二三〇円」を「八、三八〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「五、七一〇円」を「五、八二〇円」に、「三九、九一〇円」を「四〇、六五〇円」に、「一〇、二九〇円」を「一〇、四八〇円」に改め、別表第三の二の2の表中「五、三五〇円」を「五、四五〇円」に、「二六、四六〇円」を「二六、七六〇円」に、「三八、二七〇円」を「三八、九八〇円」に、「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に改め、別表第三の二の3の表中「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「六、七四〇円」を「六、八六〇円」に、「一一、二二〇円」を「一一、四三〇円」に改め、別表第三の二の4の表中「六、六九〇円」を「六、八一〇円」に、「六、八四〇円」を「六、九六〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に改め、別表第三の二の5の表中「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に改め、別表第三の二の6の表中「五、三五〇円」を「五、四五〇円」に、「六、三八〇円」を「六、四九〇円」に、「五、四六〇円」を「五、五七〇円」に、「二、四五〇円」を「二、六九〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二二、一九〇円」に、「五四、七二〇円」を「五五、七二〇円」に、「三八、一五〇円」を「三八、八五〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に改め、別表第三の二の7の表中「二一、〇四〇円」を「二一、二四〇円」に改め、別表第三の二の8の表中「三、三〇〇円」を「三、三七〇円」に、「五七〇円」を「五八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改め、別表第三の三の表中「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「二六、六一〇円」を「二六、九二〇円」に、「三、五四〇円」を「三、六一〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に改め、別表第三の四の表中「五、七一〇円」を「五、八二〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「二七、六七〇円」を「二八、一八〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、

五、〇三〇円	を	五、一二〇円
七、二〇〇円	を	七、三三〇円
三、六〇〇円	を	三、六七〇円

に、「五、九七〇円」を

「六、〇八〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九五〇円」に、

一 測定

三、〇四〇円を「一 測定 三、一〇〇円」に、「四、四六〇円」を「四、五四〇円」に、「一一、一一〇円」を「一一、三二〇円」に、「一六、〇五〇円」を「一六、三四〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八四〇円」に、「四、〇四〇円」を「四、一一〇円」に、「四、六三〇円」を「四、七二〇円」に、「一五、二三〇円」を「一五、五一〇円」に、「一三、〇四〇円」を「一三、四六〇円」に、「一六、一八〇円」を「一六、二九〇円」に、「一六、八五〇円」を「一六、九八〇円」に、「一一、一九〇円」を「一一、五八〇円」に、
 三、六〇〇円 を 三、六六〇円
 五五、〇三〇円 を 五六、〇五〇円 に、「一四、一二〇円」を「四、二〇〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、別表第三の五の1の表中「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「八、〇三〇円」を「八、一八〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に改め、別表第三の五の2の表中「二六、一三〇円」を「二六、七二〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、一三〇円」に改め、別表第三の五の3の表中「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「一、八六〇円」を「一、九〇〇円」に、「一六、五四〇円」を「一六、六七〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「七、七二〇円」を「七、八六〇円」に改め、別表第三の五の4の表中「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「七、五一〇円」を「七、六五〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「二七、七八〇円」を「二八、二九〇円」に、「一八、一一〇円」を「一八、四五〇円」に、「四九、五八〇円」を「五〇、四九〇円」に、「一五、五六〇円」を「一五、六六〇円」に、「二四、六九〇円」を「二五、一四〇円」に、「一一、一四〇円」を「一一、三六〇円」に、「六九、七四〇円」を「七一、〇三〇円」に、「一一、五五〇円」を「一二、七八〇円」に改め、別表第三の五の5の表中「八、一一〇円」を「八、二七〇円」に、「一三、七九〇円」を「一四、〇五〇円」に、「三六、四二〇円」を「三七、〇九〇円」に、「八、五八〇円」を「八、七四〇円」に、「一二、三八〇円」を「一二、六一〇円」に、「四一、七九〇円」を「四二、五六〇円」に改め、別表第三の五の6の表中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「一六、三六〇円」を「一六、六六〇円」に、「六、六九〇円」を「六、八二〇円」に改

「四、四三〇円」

「四、五二〇円」

め、別表第三の五の7の表中

九三〇円	九五〇円
二、二七〇円	二、三二〇円
四、四三〇円	四、五一〇円

に、「三、八一〇円」を「三、八八〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に改め、別表第三の六の表中「五〇、六一〇円」を「五一、五五〇円」に、「三七、八六〇円」を「三八、五六〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四六〇円」に、「一五、〇〇円」を「一五、五三〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四二〇円」に、「四六、四一〇円」を「四七、二七〇円」に、「四二、八七〇円」を「四三、六六〇円」に、「五、四六〇円」を「五、五六〇円」に改め、別表第三の七の表中「七二〇円」を「七三〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「二、七八〇円」を「二、八三〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三六〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三一〇円」に、「二、八三〇円」を「二、八八〇円」に、「三、四五〇円」を「三、五二〇円」に、「三、一四〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、一三〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、一二〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に改め、別表第三の八の表中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「一三、三八〇円」を「一三、六三〇円」に、「三、一四〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に、「一三、二八〇円」を「一三、五三〇円」に、「八、九八〇円」を「九、一五〇円」に改め、別表第三の九の表中「二、二七〇円」を「二、三一〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、一〇〇円」に、「一六、六二〇円」を「一六、九三〇円」に、「一七、九七〇円」を「一八、三〇〇円」に、「四、二二〇円」を「四、三〇〇円」に改め、別表第三の十中「七二〇円」を「七三〇円」に改め、別表第三の十一中「五二〇円」を「五三〇円」に改める。

附 則

1 この規則中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例（平成三十一年福島県条例第三十六号）附則別表第一の二の表上欄に掲げる附属設備の別ごとと同表の下欄に掲げる規則で定める額は附則別表第一のとおりとし、同条例附則別表第二の表上欄に掲げる種

類の別ごとに同表の下欄に掲げる規則で定める額は附則別表第二のとおりとし、同条
 例附則別表第三の表上欄に掲げる種類の別ごとに同表の下欄に掲げる規則で定める額
 は附則別表第三のとおりとする。

附則別表第一

施設の附属設備の使用料
 一 音響設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
音響設備(多目的ホール)	一式一回	五、五七〇円

二 映像設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
三百インチビデオプロジェクター(多目的ホール)	一台一回	五、一四〇円
百インチビデオプロジェクター(研修室)	一台一回	二、六三〇円
スライド映写機(多目的ホール又は研修室)	一台一回	一、七九〇円
オーバードヘッドプロジェクター(多目的ホール又は研修室)	一台一回	九五〇円
三百インチ電動スクリーン(多目的ホール)	一式一回	五三〇円
百インチ電動スクリーン(研修室)	一式一回	三二〇円
移動式OHPスクリーン	一式一回	一二〇円

三 電波暗室附属設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
放射雑音測定システム	一時間	六、四八〇円
端子雑音測定システム	一時間	五、一二〇円
イミューンティ自動測定システム	一時間	六、三七〇円

車載用搭載機EMI自動測定システム

一時間	五、九一〇円
-----	--------

四 無響室附属設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
非常音響ホログラフイー測定システム	一時間	七、六三〇円
音響測定システム	一時間	一、九五〇円

五 その他の附属設備使用料

附属設備の別	使用単位	使用料の額
移動調整卓(研修室)	一台一回	二、二〇〇円
電気供給設備(持込機器に限る。)	一KWにつき	三二〇円

備考

- 1 使用単位の欄中「一回」とあるのは、福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)条別表第一の一の表備考1に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれの使用をいい、全日は三回に相当するものとする。
- 2 この表に定めがない附属設備については、当該附属設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の附属設備に係る使用料の額との均衡を失しない限度において、その都度、知事が使用料の額を定める。

附則別表第二

設備使用料
 一 加工関係
 1 機械加工機器類

種 別	単 位	金 額
(1) CNC旋盤(LB-15)	一時間	二、三九〇円
(2) 高速精密旋盤	一時間	一、六九〇円
(3) 超精密成形平面研削盤	一時間	五、九一〇円
(4) 超高速加工機	一時間	四、二〇〇円
(5) 微細放電加工機	一時間	四、八七〇円

種 別	単 位	金 額
(1) CNC三次元座標測定機	一時間	二六、一一〇〇円
(2) CNC三次元座標測定機 (CRYSTA-Ape x S776)	一時間	六、七三〇〇円
(3) 真円度測定機 (RONDCOM 60A)	一時間	二、二〇〇〇円
(4) 真円度測定機 (RA736)	一時間	一、九八〇〇円
(5) 万能測長機 (828CiM)	一時間	二、六三〇〇円
(6) 万能測長機 (ULM01-600D)	一時間	一、八二〇〇円
(7) 表面粗さ・輪郭形状統合測定機	一時間	四、八五〇〇円
(8) 輪郭形状測定機 (2000DX-22)	一時間	一、七九〇〇円
(9) 輪郭形状測定機 (CONT-2600B)	一時間	一、五八〇〇円
(10) レーザ干渉計	一時間	四、二七〇〇円
(11) 表面形状測定機	一時間	一、八八〇〇円
(12) 表面形状測定機 (1400D-64)	一時間	一、三九〇〇円
(13) 非接触三次元測定装置	一時間	六、七二〇〇円
(14) 非接触三次元デジタイザ	一時間	四、〇六〇〇円

2 寸法・形状測定機器類

(7) 万能試験機 (UHF1000kNX)	一時間	五、一四〇〇円
(8) 家具強度試験機	一時間	五、三三〇〇円
(9) 万能抗張力試験機	一時間	二、五九〇〇円
(10) 自動引張・せん断試験機	一時間	三、三七〇〇円
(11) 動的粘弾性測定装置 (RS150H)	一時間	一、〇六〇〇円
(12) 回転型粘度計 (MCR-302)	一時間	二、六〇〇〇円
(13) 自記分光光度計	一時間	一、九二〇〇円
(14) 蛍光エックス線微小部膜厚計	一時間	二、四二〇〇円
(15) 超微小ダイナミック硬度計	一時間	一、五三〇〇円
(16) レーザ回折式粒度分布測定装置 (LMS-24)	一時間	一、五八〇〇円
(17) 衣服環境測定装置	一時間	二、一四〇〇円
(18) 熱伝導率測定装置	一時間	一、五九〇〇円
(19) ラビッドビスコアナイザー	一時間	一、四六〇〇円
(20) インパクト衝撃試験機	一時間	一、八七〇〇円
(21) 分光蛍光光度計 (RF-5300PC)	一時間	一、〇四〇〇円
(22) 超微小物性測定システム (DUH-211S)	一時間	一、〇三〇〇円
(23) その他の設備機器	一時間	九九〇円の範囲 内で知事が定める額

種 別	単 位	金 額
(1) 電子線プロンプマイクロナライザ	一時間	一、二三〇〇円
(2) エックス線光電子分光装置 (K-Alpha)	一時間	一四、五八〇〇円
(3) エックス線回折装置 (RINT2500VHF/PC)	一時間	一一、四二〇〇円
(4) エックス線回折装置 (XPERT-MPD)	一時間	二、八一〇〇円
(5) エックス線回折装置 (XPERT-PRO)	一時間	二、八四〇〇円
(6) 蛍光エックス線分析装置 (ZSX100e)	一時間	五、四二〇〇円
(7) 蛍光エックス線分析装置 (SEA5120A)	一時間	三、六一〇〇円
(8) エックス線応力測定装置 (AutoMATE)	一時間	六、三一〇〇円
(9) 炭素硫黄同時分析装置 (CS744)	一時間	二、七五〇〇円
(10) 液体クロマトグラフ (核酸・有機酸分析システム)	一時間	二、〇一〇〇円
(11) 液体クロマトグラフ (糖分析システム)	一時間	一、七九〇〇円
(12) 高速液体クロマトグラフ (アミノ酸分析装置)	一時間	一、五一〇〇円
(13) イオンクロマトグラフ	一時間	三、五五〇〇円
(14) ガスクロマトグラフ	一時間	一、六五〇〇円
(15) ICP発光分光分析装置 (iCAP 6300 DUO View)	一時間	四、一五〇〇円

3 分析機器類

(15) 表面粗さ形状測定機	一時間	一、八二〇〇円
(16) 非破壊構造解析装置	一時間	一、二六〇〇円
(17) 非破壊構造解析装置 (TOSCANNER-313024C3)	一時間	八、〇九〇〇円
(18) マイクロフォोकサス線検査装置 (SMX-100Plus)	一時間	三、六三〇〇円
(19) エックス線透過画像装置 (NAOMI-NX-06SN)	一時間	一、五三〇〇円
(20) CNC画像処理計測システム	一時間	一、〇三〇〇円
(21) 走査型レーザー顕微鏡 (HYBRIDL3)	一時間	三、二三〇〇円
(22) マルチセンサ測定機 (OLINSPECT)	一時間	二、二七〇〇円
(23) 非接触ひずみ測定システム (VIC-3D)	一時間	二、一一〇〇円
(24) 非接触3D測定システム (ZSnapper Portable)	一時間	一、四二〇〇円
(25) その他の設備	一時間	九九〇円の範囲 内で知事が定める額

(16)	顕微FT-IRラマンシステム (Continuum + Almega)	一時間	七、六〇〇円
(17)	顕微FT-IRラマンシステム	一時間	八、一二〇円
(18)	フーリエ変換赤外分光光度計 (Nexus 470)	一時間	五、五三〇円
(19)	フーリエ変換赤外分光光度計	一時間	三、〇四〇円
(20)	熱分析装置 (DSC) (DSC Q200)	一時間	二、四〇〇円
(21)	熱分析装置 (TGA) (TGA Q500)	一時間	一、五〇〇円
(22)	熱分析装置 (TG-DTA) (SDT Q600)	一時間	一、六二〇円
(23)	熱分析装置 (TMA) (TMA Q400EM)	一時間	一、六六〇円
(24)	熱分析装置 (TMA 8310) (ThermoPlus 2)	一時間	一、六二〇円
(25)	熱分析装置 (TG 8120) (ThermoPlus 2)	一時間	一、三六〇円
(26)	低真空走査型電子顕微鏡 (S-3500N)	一時間	九、四四〇円
(27)	走査型電子顕微鏡 (S-3700N)	一時間	八、二四〇円
(28)	走査型電子顕微鏡 (SU1510)	一時間	六、一四〇円
(29)	走査型電子顕微鏡 (JSM-5900LV)	一時間	五、七二〇円
(30)	走査型電子顕微鏡 (JSM-6510LA)	一時間	五、六五〇円
(31)	生物顕微鏡	一時間	一、九二〇円
(32)	金属顕微鏡 (PMG3-114U)	一時間	一、二二〇円
(33)	マイクロスコープ (KH-7700)	一時間	一、四四〇円
(34)	デジタルマイクロスコープ (KH-7700)	一時間	一、四二〇円
(35)	キャピラリー電気泳動装置 (CAPI-3300)	一時間	一、四〇〇円
(36)	アミノ酸アナライザ	一時間	三、一一〇円
(37)	高速アミノ酸分析計 (L-8900)	一時間	三、〇八〇円
(38)	粒度分布・ゼータ電位測定装置	一時間	四、八四〇円
(39)	味識別装置 (TS-5000Z)	一時間	二、六一〇円
(40)	高倍率金属顕微鏡	一時間	二、三六〇円
(41)	高温恒湿槽	一時間	一、三九〇円
(42)	恒温恒湿槽	一時間	一、三四〇円
(43)	ナノスケール物性測定システム (走査型プローブ顕微鏡 XE7+TS1D)	一時間	七、〇三〇円
(44)	水平型エックス線回折装置 (SmartLab 3FD)	一時間	六、四六〇円
(45)	波長分散型蛍光エックス線分析装置 (ZSX P rimus II)	一時間	三、九五〇円
(46)	その他の設備機器	一時間	九九〇円の範囲内 で知事が定める額

種 別	単 位	金 額
4 環境試験機器類	種 別	単 位
(1) 熱衝撃試験機 (TSA-72EL)	一時間	一、四五〇円
(2) 振動試験機 (F-2500BDH/LA25)	一時間	一、〇四〇円
(3) その他の設備機器	一時間	九九〇円の範囲内 で知事が定める額
5 電子機器類	種 別	単 位
(1) アパレルCADシステム (SDS-ONE)	一時間	三、五六〇円
(2) 構造解析システム	一時間	一、八三〇円
(3) A/TMアナライザ	一時間	一、五七〇円
(4) 共有A/Iプラットフォーム	一時間	七、一六〇円
(5) 広帯域シールドブース	一時間	三、〇四〇円
(6) 伝導電磁界イミュニティシミュレーター (CWS 500N1-4)	一時間	二、二二〇円
(7) 雷サージ試験機 (UCS500N7-1)	一時間	三、一四〇円
(8) A/I-IOT開発支援システム	一時間	四、八三〇円
(9) スペクトラムアナライザ (R3273)	一時間	一、一三〇円
(10) ノイズ探索装置 (WM7400)	一時間	四、〇五〇円
(11) パワーフェイルシミュレータ (UCS500N7-1)	一時間	二、六四〇円
(12) バースト信号発生器 (UCS500N7-1)	一時間	二、五七〇円
(13) 三次元空間電磁界可視化システム (WM9500 αLT)	一時間	四、三九〇円
(14) 高調波・フリッカ測定器 (WT3000E)	一時間	一、五八〇円
(15) 磁界イミュニティ試験器 (MS100N)	一時間	一、一六〇円
(16) ミックスド・ドメイン・オシロスコープ (MDO 4104B-6)	一時間	一、二七〇円
(17) シグナル・アナライザ (FSV30)	一時間	一、六〇〇円
(18) アパレルCADシステム (APEX3)	一時間	一、一一〇円
(19) IOTネットワークシステム	一時間	一、三七〇円
(20) ハイスピードカメラ画像処理システム	一時間	一、二九〇円

8 その他の特性				7 粘弾性特性				6 電気的特性			
種	種	別	額	種	種	別	額	種	種	別	額
ウ 密度測定	イ 重量測定	ア 膜厚測定	一 試料一位	カ その他の測定	ア 電流電圧測定	イ 電気抵抗測定	ウ インピーダンス測定	エ 波形測定	オ 音響試験	カ その他の測定	一 試料一位
一 試料	一 試料	一 試料一位	二、八三〇円	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 試料一位
	五八〇円	三、三七〇円		一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	一 測定条件	三、四六〇円
				三、四六〇円	五五、七二〇円	二一、一九〇円	五、五七〇円	二、六九〇円	六、四九〇円	五、四五〇円	

四 寸法・形状測定				三 非破壊試験			
種	種	別	額	種	種	別	額
ア 長さの測定	イ 角度の測定	ウ 平面度測定	一 測定	エ エックス線透過試験	イ その他の測定	オ その他	エ 色彩測定
(1) 精度一マイクロメートルを超える測定(三次元測定機以外の測定機による測定)	(1) 精度一分を超える測定(三次元測定機以外の測定機による測定)	(1) 真円度測定機による測定	五、八二〇円	(1) フィルム撮影	(1) レーザー測定機による測定	一 試料	一 測定
(2) 精度一マイクロメートル以下の測定(三次元測定機以外の測定機による測定)	(2) 精度二分以下の測定(三次元測定機以外の測定機による測定)	(2) 三次元測定機による測定	一、五八〇円	(2) CTスキャンシステムによる観察	(2) レーザー測定機による測定	一 試料一位	二、六二〇円
(3) レーザー測定機による測定	(3) レーザー測定機による測定			(3) 透視観察		一 試料一位	一、五二〇円
						一 試料一位	二、六二〇円

五分 1 元素分析	エ 真直度測定 オ 直角度測定 カ 円筒形状測定	エ 真直度測定 オ 直角度測定 カ 円筒形状測定	(1) 真円度測定 (2) 同心度測定 (3) 同軸度・円筒度測定	一 測定 一 測定 一 測定	三、六七〇円 六、〇八〇円 二、九五〇円 三、一〇〇円 四、五四〇円 一、三二〇円
	キ 三次元座標測定	(2) マルチセンサ測定機による測定	一 試料測定点六 一 試料測定点五 一 試料測定点四 一 試料測定点三 一 試料測定点二 一 試料測定点一	一六、三四〇円 一四、〇〇〇円 一三、〇〇〇円 一二、〇〇〇円 一一、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円	
	ク 形状(カーブ)測定	(1) 輪郭形状測定機による測定 (2) 三次元座標測定機による測定 (3) CNC三次元座標測定機による測定 (4) 万能投影機による測定 (5) マルチセンサ測定機による測定	一 形状測定 一 形状測定 一 形状測定 一 形状測定 一 形状測定	四、七二〇円 一五、五一〇円 二、三、四六〇円 六、二九〇円 六、九八〇円	
	ケ 粗さ測定 コ 歯車測定 サ ねじ(雄ねじ)測定 シ その他の測定	(1) 三次元表示 (2) 二次元表示 その他の測定機による検査	一 測定 一 測定 一 測定 一 測定	二一、五八〇円 三、六六〇円 五、〇五〇円 四、二〇〇円 七三〇円	

ア エックス線マイクロ分析	種 別	単 位	金 額	4 表面分析	オ 顕微鏡による組織分析	単 位	金 額	3 形態観察	種 別	単 位	金 額	2 結晶解析	種 別	単 位	金 額
			四、六二〇円 七、六五〇円		七、八六〇円		六、六七〇円 九、九〇〇円		一、一七〇円 一、三六〇円 四、四〇〇円 一、九〇〇円		二、二六〇円 七、七二〇円 七、二三〇円		一、二五二〇円 八、一八〇円 四、四〇〇円		

種 別	種 別	種 別	種 別
6 クロマトグラフ分析	ア 赤外分光分析 イ ラマン分光分析	一 スペクトル	一 スペクトル
		一 試料	一 試料
単 位	一 スペクトル	一 スペクトル	一 スペクトル
金 額	八、二七〇円 一四、〇五〇円 三七、〇九〇円 八、七四〇円 一一、六一〇円 四二、五六〇円	一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円	一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円 一、二七〇円
5 化合物構造解析	イ エックス線 光電子分光分析	(2) 深さ方向分析	(1) 定性分析又は定量分析 (2) 定量分析
		(1) 試料一箇所 一〇〇ナノメートルまで	(1) 試料一分析点 同一試料一分析点追加すること
単 位	一 試料一箇所 一〇〇ナノメートルまで	一 試料一分析点 同一試料一分析点追加すること	一 試料一分析点 同一試料一分析点追加すること
金 額	一一、七八〇円	二五、一四〇円 一一、三六〇円	五〇、四九〇円 五、六六〇円 二五、一四〇円 一一、三六〇円

種 別	種 別	種 別	種 別
7 環境分析	ア 定性分析 イ 定量分析	(2) 簡易なもの 複雑なもの	(1) 簡易なもの 複雑なもの
		一 試料	一 試料
単 位	一 試料	一 試料	一 試料
金 額	一六、六六〇円 一六、八二〇円	一、五三〇円 二、四二〇円 四七、二七〇円 四三、六六〇円	七、三三〇円 六、六六〇円 一、五三〇円 二、四二〇円 四七、二七〇円 四三、六六〇円
6 環境試験	ア 用水・排水 分析 イ その他の分 析	(1) COD ビーエッチ SS 重金属類 その他	(1) 温湿度試験(サイクル 試験又は大型試料に係る 試験)
		(1) 試料	(2) 温湿度試験(大型試料 以外試料に係る試験)
単 位	一 試料	一 試料	一 試料
金 額	四、五二〇円 九、五〇〇円 二、三二〇円 四、五一〇円 三、三八〇円	一、五三〇円 二、四二〇円 四七、二七〇円 四三、六六〇円	五、一五〇円 三、八五〇円 三、四六〇円
7 繊維関係	エ その他の試 験	一 試料	一 試料
		一 試料	一 試料
単 位	一 試料	一 試料	一 試料
金 額	五、五六〇円	四三、六六〇円	五、五六〇円

九 食品関係

種 別	単 位	金 額
ア 定性分析 イ 定量分析	一 試料一測定	二、三二〇円 二、六三〇円
(1) 簡易なもの (3)を除く。 (2) 複雑なもの (3)を除く。	一 試料一測定	四、一〇〇円
(3) 食物繊維 (4) クロマトグラフ分析	一 試料一測定	一六、九三〇円 一八、三〇〇円
ウ 微生物分析 検査	一 試料一測定 条件	四、三〇〇円

十 写真の調整 一枚につき 七三〇円
十一 成績書の副本 一通につき 五三〇円

(産業創出課)